

2025年10月11日

正  
本

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 井 桁 大 介



同 吉 田 京 子



同 韓 泰 英



### 訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

国家賠償請求事件

訴訟物の価額 10,000円

貼用印紙額 1,000円



## 目次

はじめに.....	3
請求の趣旨.....	4
請求の原因.....	4
第1 前提事実及び関連法令.....	4
1 当事者及び事実経過.....	4
2 公職選挙法による選挙権行使の制限.....	4
(1) 国政選挙に関する規定の概要と選挙権行使の制限.....	4
(2) 地方選挙に関する規定 .....	7
(3) 国政選挙及び地方選挙の選挙権及びその行使主体の異同.....	8
(4) 選挙人名簿は選挙権を公証するものではない.....	8
3 井上氏の選挙人名簿への登録及び抹消の状況.....	9
第2 原告はその有する参議院議員選挙の選挙権を制限された.....	10
1 憲法は国政選挙の選挙権を国民固有の権利として保障する.....	10
2 公選法42条1項、28条2号、21条1項2項は選挙権を制限する規定である..	10
3 公選法28条2号、21条1項及び同条2項による権利侵害の程度は著しい... 10	
(1) 複数回転居による選挙権制限は何度でも繰り返される制限である....	10
(2) 現代社会において都道府県内での転居の必要性は増している.....	11
(3) 公職選挙法は都道府県内で転居をする多くの人を選挙から排除する..	11
第3 原告に対する選挙権行使の制限は憲法に違反する.....	11
1 選挙権行使の制限は原則として許されない .....	11
2 原告の選挙権行使を制限するやむを得ない事由はない.....	12
(1) 3か月要件の趣旨は住所要件と平仄を合わせることにある.....	13
(2) 住所要件との平仄は選挙権を制限するやむを得ない事由ではない....	13
(3) 同一都道府県内の転居を通算する公正な選挙は実施できる.....	14
3 公選法42条1項、28条2号、21条1項2項は憲法に違反する.....	17
第4 国家賠償法上の違法.....	17
1 在外選挙最大判（2005年）.....	17
2 憲法改正国民投票法の制定（2007年）.....	18
3 公職選挙法改正（平成28年法律第8号による改正）（2016年1月）.....	18
4 公職選挙法改正（平成28年法律第94号による改正）（2016年11月）....	22
第5 損害.....	23
結 語.....	23

## はじめに

日本国憲法は、日本国民による普通選挙を保障し（憲法15条3項）、国政選挙の選挙権を国民固有の権利であると定めた（憲法15条1項）。しかし、公職選挙法は、選挙の公示・告示の前日までの4か月間に市町村をまたぐ転居を複数回した人の多くについて、その選挙権行使を否定する（同法42条1項本文、28条2号、21条1項及び2項）。彼らは選挙犯罪者ではなく、その予備軍でもない。地方選挙であればともかく、国政選挙において、偶然その直前に転居を繰り返したというだけでその選挙権行使を否定してよい理由はまったくない。特に、参議院議員比例代表選挙においては、全国を一つの選挙区として投票が行われるから、その不合理はなおさら明らかである。参議院議員選挙区選挙においても、その選挙区の最小単位は都道府県であるから、都道府県内での転居によって選挙権行使から排除されるいわれはない。これらの規定が、選挙権制限の憲法適合性審査において判例の示した厳格審査基準を満たす余地はない。上記の制限を定める公職選挙法42条1項本文、28条2号、21条1項及び2項は、参議院議員選挙の選挙権行使の制限について、同一都道府県での転居に適用される限りにおいて、憲法前文、15条1項及び3項、43条1項並びに44条但書に違反する。

原告である井上祐維氏は、大学卒業後に東京都港区内のロースクールに進学し、その近隣に単身で暮らしていた。2024年の司法試験に合格し、埼玉県和光市内の最高裁判所司法研修所に通うため、2025年1月に東京都港区から東京都豊島区内のいわゆるマンスリーマンションに転居した。司法研修所での導入修習を終えた同年4月に、実務修習地である京都府京都市に転居した。

井上氏が京都市に暮らし始めてから約3か月後に参議院議員選挙が行われた。その直前の選挙人名簿登録日時時点で、港区の選挙人名簿からはすでに抹消されており、豊島区及び京都市での住民登録はそれぞれ3か月に満たず、いずれの選挙人名簿にも登録されなかった。同人は、参議院議員選挙の選挙権を有していたが、実際に投票をすることはできなかった。

日本国内はもとより世界中で日本国民が多様な暮らしを営む現代社会において、単に転居を繰り返したというだけの理由でその選挙権を制限することはもはや許されない。国会が上記公職選挙法による制限規定の改廃を長期間にわたって怠ったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

## 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金1万円及びこれに対する2025年7月20日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

## 請求の原因

### 第1 前提事実及び関連法令

#### 1 当事者及び事実経過

- (1) 原告井上祐維氏は、■■■■年生まれの日本国民である（甲1、2）。
- (2) 井上氏は、2021年1月から東京都港区に居住し、2022年3月に同区に住民基本台帳法22条の規定による転入届を提出した（甲1、2）。2025年1月11日に東京都豊島区内に転居し、同月17日に、同区長に対して、転入の届出をした（甲3）。また同年4月12日に京都府京都市内に転居し、4月22日に同市中京区長に対して、転入の届出をした（甲4）。
- (3) 井上氏は、同年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙において、選挙人名簿に登録されておらず、選挙区選出選挙と比例代表選出選挙のいずれにおいても、その選挙権を行使することができなかった（甲1）。

#### 2 公職選挙法による選挙権行使の制限

公職選挙法は、国政選挙（衆議院議員、参議院議員選挙）と地方選挙（地方公共団体の議員及び長の選挙）について、その制度を定める。以下では、まず国政選挙の規定を概観し、次いで地方選挙の概要を述べ、最後に両者の異同を整理する。

##### (1) 国政選挙に関する規定の概要と選挙権行使の制限

###### ア 選挙権とその行使の要件（公選法9条1項、42条1項本文）

公職選挙法は、国政選挙（衆議院議員及び参議院議員の選挙）の選挙権を、満18歳以上の日本国民（同法9条1項）で、かつ、受刑者等（同法11条）又は選挙犯罪による処刑者等（同法252条等）でない人に認める。ただし、選挙権を有する人であっても、選挙人名簿（同法19条）又は在外選挙人名簿（同法30条の2）に登録されていない人は、原則として、その選挙権を行使することはできない（同法42条1項）。

#### イ 選挙人名簿の調製とその登録日（公選法22条）

選挙人名簿の調製は各市町村の選挙管理委員会が行う（同法19条2項）。同選挙管理委員会は、毎年3月、6月、9月及び12月の原則1日に、同日時点で選挙人名簿の被登録要件を満たす人を選挙名簿に登録する（同法22条1項、19条2項。以下同項による選挙人名簿の登録を「**定時登録**」ということがある。なお、以下で用いる用語の定義とその初出頁数は別紙1のとおりである）。衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙が行われる場合には、それぞれの選挙事務を管理する選挙管理委員会（同法5条参照）が、名簿の登録基準日を定め、同日に各市町村選挙管理委員会が選挙人名簿の登録をする（同法22条3項。以下同項による選挙人名簿の登録を「**選挙時登録**」ということがある）。

いったん選挙人名簿に登録されると、同名簿から抹消（同法28条参照）されない限り登録が続く（同法19条1項）。定時登録及び選挙時登録のいずれにおいても、新たに選挙権を取得しかつ選挙人名簿被登録要件を満たす人又は新たに選挙人名簿被登録要件を満たすこととなった人を追加で登録する事務が行われる。

#### ウ 選挙人名簿の被登録要件（公選法21条1項2項）

選挙人名簿の被登録要件は、選挙権の要件とは別に定められている。原則として、選挙人名簿登録日において、特定の市町村における住民票の作成（転入の届出日）から当該市町村に3か月以上住民登録されていることが必要とされる（同法21条1項。以下この要件を「**3か月要件**」ということがある）。このほか、特定の市町村で3か月以上住民登録をしたものの選挙人名簿に登録されないまま転出し、転出後4か月が経過しない時点で定時登録または選挙時登録の基準日が到来したときには、転出前の市町村で選挙人名簿に登録される（同法21条2項）。

特別区（東京23区）は、同法の適用上市と同様に取り扱うこととされている（同法266条1項）。特別区をまたぐ転居をした場合には、3か月要件の基礎となる居住期間の算定において通算されない。

#### エ 選挙人名簿からの抹消（公選法28条2号）

選挙人名簿に登録されている市町村から転出した場合、まず、各市町村選挙管理委員会は、転出を知ったときに選挙人名簿にその旨の表示をし（同法27条1項後段）、転出から4か月が経過すると選挙人名簿から抹消する（同法28条2号）。同法21条2項に基づいて選挙人名簿に登録された人についても同様に、転出から4か月が経過すると選挙人名簿から抹消する（同法28条2号、27条2

項。以下、同法27条1項後段及び同条2項の「表示」の付された選挙人名簿登録を「表示登録」ということがある）。

オ 二重登録とその対処（公職選挙法施行令29条1項）

選挙人名簿に表示登録をされている人は、転居前後の市町村選挙管理委員会の調製する選挙人名簿に二重に登録されることがある。

たとえば、A市の選挙人名簿に登録されている人が、B市に転入してその旨を届け出た場合に、転入届から3か月経過後に選挙人名簿登録日が到来すると、B市選挙管理委員会の調製する選挙人名簿に登録される（同法21条1項）。このとき、A市からの転出後4か月が経過していなければ、A市の選挙人名簿にも引き続き登録されている（表示登録。同法21条2項）。

また、A市で選挙人名簿に登録されていない場合であっても、A市に3か月以上住民登録した後でA市からB市に転居し、B市への転入届から3か月が経過し、かつ、A市からの転出後4か月が経過していないときには、A市とB市の選挙人名簿に同時に登録される（A市については同法21条2項による表示登録、B市については21条1項による登録）。

要するに、転居後の市町村への転入届から3か月が経過し、かつ、表示登録もされる場合には、転居前後の異なる市町村の選挙人名簿に登録されることとなるのである（以下二つの異なる市町村の選挙人名簿に登録されている人を「二重登録者」ということがある）。

二重登録者の実際の投票は、表示登録ではない選挙人名簿に基づいて行われる（公職選挙法施行令29条1項）。上記の事例では、B市選挙管理委員会の調製する選挙人名簿がこれに当たる。

各市町村選挙管理委員会は、二重登録者を把握し、表示登録者のうち実際に投票を認める人とそうでない人を把握するために、相互に情報を共有している（一般社団法人選挙制度実務研究会編「市町村の現場から寄せられた選挙管理の実務に関するQ&A - 令和6年版 - 」15頁（甲5）。以下、この二重登録者を把握し実際の選挙権行使に用いるべき選挙人名簿を特定するための市町村間の情報共有を「二重登録照会」ということがある）。

上記の例でいえば、A市選挙管理委員会は、B市選挙管理委員会に二重登録照会をし、B市での選挙人名簿登録を確認して、二重投票を防いでいるのである。あるいは、A市からB市に転居した後、さらにC市に転居した場合に、B市及びC市のいずれにおいても選挙人名簿に登録されないことがある。この場合には、A市選挙管理委員会は、B市及びC市の各選挙管理委員会への二重登録照

会によって、両自治体で選挙人名簿に登録されないことを把握し、A市で投票できることを確認することとなる。

## (2) 地方選挙に関する規定

### ア 選挙権とその行使の要件（公選法9条2項、同条3項、42条1項本文）

地方選挙の選挙権の享有主体は、国政選挙のそれとは異なる。公職選挙法は、地方選挙（地方自治体の議会の議員及び長の選挙）の選挙権について、原則として、特定の市町村に3か月以上住所を有していることを要件とする（同法9条2項。以下この要件を選挙人名簿被登録要件としての「3か月要件」とは区別して「住所要件」ということがある）。このほかの消極要件（受刑者等ではなく、公職選挙法違反による処刑者等でもないこと）は国政選挙の場合と同様である（同法11条、252条等）。

都道府県議会及び長の選挙では、住所要件の例外として、その都道府県内の特定の市町村に3か月以上住所を有していたことがあり、その後の転居先が同一都道府県内である場合には、転居前後の居住期間は通算され、転入後3か月を経過しない場合であっても選挙権を失わない（同法9条3項）。この場合の転居は回数を問わず、何度転居していても同一都道府県内に住所がある限りは通算される。

たとえば、愛知県豊田市で選挙権を有する人が、まず愛知県岡崎市に転居し、その2か月後に愛知県名古屋市に転居して、それから1か月後に選挙が行われる場合には、豊田市・岡崎市・名古屋市での居住期間はすべて通算され、引続き愛知県議会及び愛知県知事の選挙権を有することになる。

地方選挙においても、選挙権を有することだけではなく、選挙人名簿に登録されていることが選挙権行使の要件である（同法42条1項本文）。

### イ 選挙人名簿登録に関する規定

公職選挙法は、国政選挙と地方選挙を通じて同一の選挙人名簿を用いることとしている（同法19条1項）。地方選挙における選挙人名簿については、その被登録要件、調製者と登録日、抹消及び二重登録への対処のいずれについても、国政選挙と同一の規律が妥当する（同法21条1項、同条2項、22条、28条2項、公職選挙法施行令29条1項等）。

たとえば、上記アの愛知県議会及び愛知県知事選挙の事例では、豊田市からの転出後4か月を経過していないことから（同法28条2号参照）、引き継ぎ同市選挙管理委員会の調製する選挙人名簿に登録されており、この名簿に基づいて

同市において投票をすることになる。上記の事例とは異なり、豊田市、岡崎市、名古屋市に順に転居し、岡崎市に2か月、名古屋市に2か月居住してから選挙が行われる場合には、豊田市からの転出後4か月を経過しており、岡崎市には3か月間の住民登録をしておらず、名古屋市への転入届から3か月を経過していないから、いずれの自治体でも投票することはできない（豊田市の選挙人名簿からの抹消について同法28条2号、岡崎市の選挙人名簿に登録されないことについて同法21条2項、名古屋市選挙人名簿に登録されないことについて同法21条1項）。

### (3) 国政選挙及び地方選挙の選挙権及びその行使主体の異同

地方選挙の選挙権には住所要件が課される（同法9条2項）。国政選挙の選挙権にそのような制約はない（同条1項）。公職選挙法は、地方選挙よりも国政選挙の選挙権を広く認めているのである。

ところが、選挙人名簿被登録要件すなわち選挙権行使の要件としての3か月要件が国政選挙と地方選挙を通じて妥当する結果、両選挙における選挙権行使の主体は原則として同一のものとなる。

ただし、例外的に、選挙の種別によって選挙権行使の主体に相違が生じることがある。まず、同一都道府県内で別市区町村に転居したとき、住所要件を満たすまではいったん市町村の議会及び長の選挙権を失う（同法9条2項）。このとき、都道府県議会及びその長の選挙権は失わず（同法9条3項）、転居から4か月が経過するまでは引き続き表示登録されており（同法28条2号）、都道府県議会及びその長の選挙においては投票をすることができる。このように、都道府県議会及びその長の選挙と、市町村の議会及びその長の選挙では、同一の選挙人名簿を用いつつ（同法19条1条）、実際の選挙権の享有主体は別個のものとなっている。

また、都道府県外に転居した場合には、住所要件を満たすまですべての地方選挙の選挙権を失う（同法9条2項、同条3項）。国政選挙においては住所要件の規定はないから選挙権は失われない（同法9条1項）。転出から4か月間は表示登録に基づいて選挙権を行使することができる（同法28条2号、21条2項）。国政選挙と地方選挙についても、同一の選挙人名簿を用いている（同法19条1項）が、実際の選挙権行使の主体には相違があるのである。

### (4) 選挙人名簿は選挙権を公証するものではない

選挙人名簿に登録されているからといって、必ずしもすべての選挙で投票できることにはならない。二重登録者は表示登録された選挙人名簿に基づく投票

はできない（公職選挙法施行令29条1項）。地方選挙では、たとえ表示登録されていても、市町村議会や長の選挙の投票はできない（同法9条2項）。そもそも、同法11条及び252条による失権者については、選挙人名簿から抹消されるのではなく、その旨の表示がされている（同法27条1項前段）。彼らはすべての選挙について選挙権を制限されており、投票をすることはできない。

選挙人名簿への登録は選挙権行使のための要件ではある（同法42条1項本文）が、選挙人名簿に登録されているからといって、必ずしもすべての選挙について選挙権があることや、その行使ができることは保障されていないのである。

### 3 井上氏の選挙人名簿への登録及び抹消の状況

- (1) 東京都港区選挙管理委員会は、2022年9月1日、公職選挙法21条1項に基づいて、その調製する選挙人名簿に井上氏を登録した（同法22条1項、定時登録）。
- (2) 同選挙管理委員会は、井上氏が港区に転出の届出をした2025年1月15日ころ、上記選挙人名簿に、同人が同月11日に同区内に住所を有しなくなった旨の表示をした（同法27条1項後段、甲2参照）。
- (3) 同選挙管理委員会は、同年5月11日ころ、井上氏が港区内に住所を有しなくなって4か月が経過したことから、上記選挙人名簿から同人の登録を抹消した（同法28条2号）。
- (4) 内閣は、2025年6月24日に、第27回参议院議員通常選挙を同年7月20日に執行し、同月3日に公示することを決定した（甲6）。参议院議員通常選挙に関する事務を管理する中央選挙管理会及び合同選挙区選挙管理委員会は、選挙人名簿の選挙時登録の基準日を公示の前日と定めた（同法22条3項）。
- (5) 京都府京都市選挙管理委員会は、同月2日、井上氏の同市への転入の届出日（上記1(2)参照。同年4月22日）から3か月が経過していなかったことから、同人について同法21条1項に基づく選挙人名簿登録をしなかった（同法22条3項、選挙時登録）。東京都豊島区選挙管理委員会は、同日、井上氏の同区内での住民登録期間が3か月に満たなかったことから、同人について、同法21条2項に基づく選挙人名簿登録をしなかった（同上）。
- (6) こうして井上氏は、第27回参议院議員通常選挙の執行日である2025年7月20日時点で、港区、豊島区及び京都市のいずれの選挙人名簿にも登録されておらず、同選挙における選挙区選出選挙（同法12条1項）及び比例代表選出選挙（同条2項）のいずれにおいても、その選挙権を行使することができなかった。なお、以上の事実経過を整理したものが別紙2である。

## 第2 原告はその有する参議院議員選挙の選挙権を制限された

### 1 憲法は国政選挙の選挙権を国民固有の権利として保障する

公務員の選定は国民固有の権利である（憲法15条1項）。国民は国会議員を選挙により選任する（憲法前文第1段）。選挙権の行使の主体についての差別は許されない（憲法15条3項、43条1項及び44条但書）。以上によれば、憲法は、国政選挙の選挙権を国民固有の権利として保障し、その平等を希求するものである。

### 2 公選法42条1項、28条2号、21条1項2項は選挙権を制限する規定である

井上氏は、上記第1の1(3)の選挙執行日当時、満18歳以上の日本国民であり、参議院議員選挙の選挙権を有していた（同法9条1項）。しかし、東京都港区の選挙人名簿から削除され（同法28条2号）、東京都豊島区及び京都市の選挙人名簿には登録されなかった（21条2項及び同条1項）。選挙人名簿に登録されていることが選挙権行使の要件とされている（同法42条1項本文）ことから、同人はその選挙権を行使することができなかった。

選挙権は行使することができなければ権利としての意味をなさない。上記公職選挙法28条2号、21条1項及び同条2項は、井上氏の選挙権を直接かつ強制的に奪う法律であり、憲法の保障する選挙権を制限する規定である。

### 3 公選法28条2号、21条1項及び同条2項による権利侵害の程度は著しい

#### (1) 複数回転居による選挙権制限は何度でも繰り返される制限である

公職選挙法42条1項本文、28条2号、21条1項及び同条2項の規定によれば、選挙の直前4か月間に3か月未満の転居を繰り返した人は、日本国民でありながら、国政選挙における選挙権の行使がまったく認められないことになる。選挙の執行日、公示・告示日及び選挙人名簿登録日を正確に予測することは不可能であり、また必ずしもそれに合わせて転居日を変更することができるとは限らない。比較的短期間のうちに市町村をまたぐ複数回の転居をする全ての人は、常に選挙から排除される危険が生じる。

選挙直前の複数回転居者に対する選挙権制限は、転居をする暮らしをやめない限り、誰にでも、何度でも、生じる性質のものである。この制限は、新たに日本国籍を取得して選挙権を得た場合や、成年者となってはじめて選挙権を得た直後の選挙権の行使が否定される事例のように、原理上一回に限った選挙権制限とは権利侵害の程度及び性質が大きく異なる。

## (2) 現代社会において都道府県内での転居の必要性は増している

そもそも転居は、居住移転の自由として憲法上保障された権利の行使である（憲法22条1項）。加えて現代社会においては、働き方の変化や家賃の急騰、子育て環境や介護・医療へのアクセスの確保のために、転居の必要性は従来よりも増している。たとえば、リモートワークの普及によって、より柔軟な住み替えが可能になり、共働きの増加は職場だけではなく保育園や学校への送迎を考慮した転居が増える要因となっている。子育ての支援を得るために親世代との近居を求めたり、親世代の通院や施設入所に合わせた住み替えをすることも珍しくない。その時々々の就業環境や家庭の状況に応じて機動的に住居を選択することは、現代社会において合理的な選択となりつつある。

## (3) 公職選挙法は都道府県内で転居をする多くの人を選挙から排除する

同一都道府県内での転居は特に頻繁に経験される。たとえば、2024年に、年間39万人もの日本人が、東京都内で区市町村をまたいで転居した（甲7）。選挙前4か月間の転居者はおよそ13万人と推計される。極めて多数の人が同一都道府県内での転居を経験しており、それが現代の生活様式の一部になっているといつてよい。複数回転居者に対する選挙権制限は、同一都道府県内で転居をしながらも、地域社会と結びつきながら暮らす彼らから、主権者としての地位を恒常的に奪い続けているのである。

## 第3 原告に対する選挙権行使の制限は憲法に違反する

憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条但書は、選挙権を国民固有の権利として保障する。選挙権の行使の制限に対する憲法適合性審査は厳格審査基準（**やむを得ない事由の基準**）に服する。

公職選挙法42条1項本文、28条2号、21条1項及び2項による選挙時登録日前4か月間に2度以上の転居をしたことによる参議院議員比例代表選挙及び同選挙区選挙の選挙権の制限にはやむを得ない事由はなく、これらの規定による選挙権の制限は憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条但書に違反する。

### 1 選挙権行使の制限は原則として許されない

上記第2の1で述べたとおり、憲法は国政選挙の選挙権を国民固有の権利として保障する（憲法前文第1段、15条1項及び3項、43条1項並びに44条但書）。憲法の趣旨によれば、選挙権の行使の制限は原則として許されない。選挙権行使の制限が認められるのは、やむを得ない事由のある場合に限られる。すなわち、「自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは

別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない」（最大判2005・9・14民集59巻7号2087頁。以下「在外選挙最大判」）のである。

選挙権行使の制限が認められる「やむを得ない事由」とは、「そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合」（在外選挙最大判）である。これらの事由なしに選挙権の行使を制限することは、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条但書に違反する。

なお、在外選挙最大判は、「自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として」と述べる。これは、自ら選挙の公正を害する行為をした者のほか、政治資金規正法違反（同法28条）、電磁記録投票法違反（同法17条）、憲法改正国民投票・住民投票・国民審査に関する犯罪（公選法11条1項5号）など選挙違反に類似する犯罪をした者について一定の範囲で選挙権の制限を認めるほかは、選挙権行使の制限に「やむを得ない事由」を要求する趣旨である（大阪高判2013・9・27判時2234号29頁参照）。本訴の原告は選挙違反等の犯罪をした者ではないから、その選挙権の制限には当然にやむを得ない事由が必要である。

## 2 原告の選挙権行使を制限するやむを得ない事由はない

政府答弁によれば、選挙前4か月間に3か月に満たない転居を二回以上することによって参議院議員選挙の選挙権行使を制限する趣旨は、地方選挙における選挙権の要件としての住所要件（公職選挙法9条2項）と国政選挙の選挙権行使の主体を揃えることにある。しかし、地方選挙と国政選挙の選挙権の享有主体が異なることはむしろ当然のことであり、現行公職選挙法においてもすでにその相違は承認されている。国政選挙の選挙権の行使の主体を形式的に地方選挙の選挙権の主体に揃えるために、本来地方選挙よりも手厚く保護されるべき国政選挙の選挙権行使を阻害することは、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認めらるる事情とは到底いえない。

上記の制限なしに公平な選挙は実施できるから、上記の制限についてやむを得ない事情はない。

(1) 3か月要件の趣旨は住所要件と平仄を合わせることにある

公職選挙法が選挙人名簿への被登録要件として3か月要件を課するのは、地方選挙の住所要件に引きずられた結果である。国会で3か月要件の趣旨について問われた際、政府委員である総務省自治行政局選挙部長大泉淳一氏は、次のとおり答弁してその旨を明らかにした（第192回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第3号平成28年11月15日、甲8。強調は引用者）。

現行の選挙人名簿制度におきましては、市町村の区域に住所を有する年齢満18年以上の者で引き続き住民基本台帳に3か月記録されているものが登録されているということでございますが、これは、国政選挙と異なり、地方選挙の選挙権の要件がございます。これには住所要件が課されておりまして、その期間は3か月ということでございます。

その上で、多数の選挙人によって行われる各種の選挙を混乱なく適正に、そして能率的に執行するために、**国政選挙と地方選挙を通じて一つの名簿とする**、いわゆる永久選挙人名簿制度ということでございますが、これが実務的にも適切であると考えられているところでございます。

また、選挙人名簿の正確性を期するためには事実確認等に一定の期間を要するというような理由もございまして、現在の制度が採用されているものと考えられます。

上記の行政府の答弁は、それ以前から一貫して国会で説明されてきたのと同様である（第190回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会第2号平成28年1月20日（甲9）2頁及び第190回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会第2号平成28年1月27日（甲10）3頁参照）。これらの説明によれば、3か月要件は、地方選挙と国政選挙の実際の投票者を同一のものとするために、地方選挙における住所要件に国政選挙の行使の要件を揃えるためのいわば便法として規定されているのである。

(2) 住所要件との平仄は選挙権を制限するやむを得ない事由ではない

国政選挙の選挙権は、地方選挙のそれとは異なり、憲法に直接の根拠をおく国民固有の権利である（憲法前文第1段、15条1項及び3項、43条並びに44条参照）。国政選挙と地方選挙の名簿を同一のものとしなければならない必然性は

なく、地方選挙の選挙権が制限されていることは、国政選挙の選挙権の制限の正当な根拠たりえない。

そもそも、地方選挙について住所要件が課されるのは、「地方公共団体が地縁的社会であるという特性を考慮したものであ〔り〕」、「本条において特に三箇月という期間を要件としたのは、その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間そこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが不必要であると考えられたからであろう」と説明される（黒瀬敏文ほか編『逐条解説公職選挙法改訂版（上）』90頁）。住所要件は、本来的に、地方選挙に特有の事情に基づいて、地方選挙の選挙権を制限するものなのである。

国政選挙、中でも参議院議員選挙については上記の趣旨はまったく妥当しない。特に、参議院比例代表選挙は全国を一つの選挙区として実施される。選挙区内での転居が選挙の公正を害することはあり得ず、国内での転居が参議院議員比例代表選挙の公正を害することはない。参議院議員選挙区選挙においても、その選挙区の最小単位は都道府県である。都道府県内での転居の時期や回数が参議院議員選挙区選挙の公正に影響を与える余地はない。

国政選挙において、その選挙区内でいつ転居しようと、何度転居しようと、選挙権やその行使が制限されるいわれはまったくない。選挙執行前4か月間のうちに、同一都道府県内で市町村をまたいで3か月未満の転居を二回以上した人の参議院議員選挙の選挙権行使を否定する公職選挙法42条1項、28条2号、21条1項及び2項には、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる事情はまったくない。

### (3) 同一都道府県内の転居を通算する公正な選挙は実施できる

選挙前の4か月間に同一都道府県内で市町村をまたいで3か月未満の転居を二回以上した人の参議院議員選挙の選挙権行使を否定する公職選挙法42条1項本文、28条2号、21条1項及び2項を違憲とする場合には、参議院議員選挙において、3か月要件の算定の根拠となる住民登録期間の算定において、同一都道府県内での転居を通算する必要が生じる。現在の選挙管理の実務を前提とすれば、この新たな制度による公正な選挙は容易に実施できる。新たな制度を構築できないやむを得ない事由もない。

ア 各選挙管理委員会は容易に同一都道府県内の転居を把握できる

参議院議員選挙における3か月要件の算定に当たって、同一都道府県内での転居を通算するためには、選挙管理委員会において、同一都道府県内での転居を正確に把握する必要がある。現在の制度の下で、この事務が容易に実現できることはすでに実証されている。

地方選挙の住所要件において同一都道府県内での転居を何度でも通算することができる例外条項は、2016年の法改正（公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年12月2日法律第94号））によって導入された。各市町村の選挙管理委員会は、同一都道府県内での転居が複数回に及ぶ場合であっても、それを正確に捕捉することができる仕組みを整えている。その事務処理に当たっては、1999年の住民基本台帳法改正（住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年8月18日法律第133号））によって構築された住民基本台帳ネットワークシステムが利用されている。法改正に当たっては、「住民基本台帳ネットワークシステムが構築されたことにより、住所を移した回数にかかわらず、都道府県の区域内に引き続き住所を有している事実が確認できることになった」ことが一因であると説明されている（前掲黒瀬97頁）。

都道府県内での複数回の転居について、すでに各選挙管理委員会は正確に把握している。住基ネットの構築後は都道府県内での転居を把握することは容易であることがすでに実証された。参議院議員選挙において同一都道府県内での転居を通算し、その最後の居住地からの転居から4か月を経てはじめて名簿登録を抹消することとするについて、各選挙管理委員会における事務処理上の支障はない。

イ 選挙ごとに選挙人が違って一つの選挙人名簿を用いることができる

参議院議員選挙における3か月要件の算定の基礎となる住民登録期間を同一都道府県内での転居を通算することとした場合には、参議院議員選挙の選挙権を行使することができる人と、衆議院議員選挙の選挙権を行使することができる人が異なることになる。この場合にも、現行法の想定する一つの選挙人名簿で選挙事務を管理することができるから、その事務処理に支障は生じない。

そもそも、現行公職選挙法は、選挙人名簿に登録されながら実際には投票できない人たちがいる（同法21条1項及び2項による二重登録者、地方選挙における表示登録者並びに同法11条及び252条による失権者。上記第1の2(4)参照）ことを認めている。同一の選挙人名簿に登録されているといっても、実際に投票できるかどうかは選挙の種別ごとに異なる（同(3)参照）。上記の制度導入後

も引き続き国内の投票については一つの名簿を用いつつ、特定の選挙における選挙権を有しない人についてその旨を付記する対応をすることができ、そうすることによる事務処理上の支障はまったく想定されない。

なお、選挙事務に「手間がかかる」ことは、判例のいうやむを得ない事由ではない。在外選挙の実現のためには、その選挙人名簿を新たに調製し（同法30条の2）、国外の特定の地域への3か月の居住を確認し（同法30条の4）、実際に在外公館において投票を実施する（同法49条の2）とともに、その投票箱等を各地の大使館職員らが自ら日本に送致する（同法55条）など、その事務処理の負担は極めて重い。しかし、最高裁は、それすらもやむを得ない事由とは認めなかった。選挙権の行使の要件を選挙権の実態に合わせるために、一定の選挙事務が生じることは当然である。選挙事務の手間を惜しんで選挙権を制限することは本末転倒であり許されない。国内の住民基本台帳ネットワークシステムに基づいた電算システム上の事務処理によって完結する程度の作業が、選挙権制限を許すやむを得ない事由に当たると解する余地はない。

ウ 各選挙ごとに異なる選挙人名簿を用いることもできる

公職選挙法は、すべての選挙において一つの名簿を用いることを定める（同法19条1項）。しかし、これは紙による名簿調製が必須の時代において選挙事務の能率的な執行のために規定されたものに過ぎず、憲法の要請によるものではない。住民基本台帳ネットワークシステムを用いる現代において、同項を改正して各選挙ごとに異なる選挙人名簿を用いて選挙事務を処理することは容易であり、これによって公正な選挙を容易に実施することができる。

実際、現行法下においても、各選挙管理委員会は、選挙人名簿と在外選挙人名簿という二つの異なる名簿を調製している（同法19条及び30条の2）。

また、憲法改正国民投票には、住所要件及び3か月要件に相当する制限はない（憲法改正国民投票法3条及び22条1項）。公職選挙法11条及び252条と同等の失権者もない（憲法改正国民投票法3条参照）。選挙人名簿と憲法改正国民投票の投票者名簿は当然に異なるものになる。このため、各選挙管理委員会が上記の投票人名簿を調製することが予定されている（同法20条1項）。現行法下においても各選挙管理委員会が3つの異なる名簿を調製することが想定されているのである。これに参議院議員選挙人名簿を加えて4つの名簿を調製することについて、事務処理上の支障はまったくない。単に事務処理の「手間が増える」ことは判例のいうやむを得ない事由に当たらないことはすでに述べたとおりである。

エ 3か月要件は公正な選挙の実施に不可欠のものではない

そもそも、公平な国政選挙を執行するために、3か月要件は必須のものではない。憲法改正国民投票法においては、投票日の50日前を登録基準日と定めて、同日に住民登録のある人を投票人名簿に登録する（同法22条1項1号）。3か月要件がなくとも公正な投票は執行できるのであるから、なおさら、同一都道府県内での転居を通算することによって選挙の公正に支障が生じることはありえない。

### 3 公選法42条1項、28条2号、21条1項2項は憲法に違反する

以上のとおり、国政選挙の選挙権行使を地方選挙の選挙権に揃えることは選挙権制限のやむを得ない事由たり得ず、このほかに選挙前に複数回の転居をした人の選挙権を制限すべきやむを得ない事由はないから、上記公職選挙法の諸規定は憲法に違反する。

## 第4 国家賠償法上の違法

法律による憲法違反が明白であるのに、国会が長期にわたってその改廃等の立法措置を怠った場合には、国会議員の立法過程における行動は職務上の法的義務に違反したものであり、その立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用上違法となる（最大判2015・12・16民集69巻8号2427頁）。

公職選挙法42条1項、28条2号、21条1項及び同条2項を参議院議員選挙において同一都道府県内での複数回転居者に適用して彼らの選挙権を制限することが憲法に違反することは、遅くとも2016年11月の時点で国会にとって明白になっていた。国会は、2025年7月まで8年半以上の長期にわたってその改廃等の立法措置を怠った。

原告は、この立法不作為のために、2025年7月20日執行の参議院議員通常選挙の投票をすることができなかった。

遅くとも2016年11月の時点で違憲が明白だったこと、すなわち、参議院議員選挙前に同一都道府県内で市町村をまたぐ二回以上の転居をした人の選挙権を制限するやむを得ない事由がないことが国会にとって明らかだったことを基礎づける事実は次のとおりである。

### 1 在外選挙最大判（2005年）

在外選挙最大判は、在外国民の選挙権の行使の制限は憲法に違反すると判示した。その際、選挙権の制限は原則として許されず、「やむを得ない事由」のある

場合に限ってこれを認めるといふ、極めて厳格な基準を用いて憲法適合性の審査をすることを明らかにした。これを受けて、2006年に国会は公職選挙法を改正して在外選挙制度の対象を広げた（2006年6月14日公布、在外選挙の対象となる選挙の拡大については2007年6月1日施行）。

2005年在外選挙最大判の時点で、国会は、選挙権の制限は原則として許されず、極めて限定的な場合においてのみ憲法適合性が認められることを認識していた。

## 2 憲法改正国民投票法の制定（2007年）

国会は、「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成19年法律第51号）を制定して、2007年5月18日に公布した。同法は、憲法改正国民投票の投票権について、住所要件や3か月要件に相当する規定を置かず、投票日の50日前を登録基準日と定めて、同日に住民登録のある人を投票人名簿に登録し（同法22条1項1号）、その後の住所変更についても基準日から2週間以内であれば対処する（同項2号）こととした。

国会は、2007年の時点で、名簿の調製事務においては、選挙人名簿及び在外選挙人名簿以外の投票人名簿を調製することも技術的に可能であること、しかもその名簿の調製にあたっては、住所要件を前提とせず、3か月要件も課さずに、50日前を基準日として登録することに技術的な支障がないことを認識していた。これらによれば、参議院議員比例代表選挙において、上記国民投票法と同等の方法によって新たな名簿を調製することができること、参議院選挙区選挙においても、都道府県内での転居を通算するなどの方法によって対処できることは、国会にとって明らかだった。

## 3 公職選挙法改正（平成28年法律第8号による改正）（2016年1月）

2016年1月に、公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第8号）が成立した（同年2月3日公布、同年6月19日施行）。この改正法によって現行公職選挙法21条2項が定められた。同改正の目的は、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、選挙人名簿に登録されないために選挙権の行使をすることができない人を少なくするために、選挙人名簿の登録制度を改めることにある。同年1月の時点で、国会は、3か月要件のために選挙権を行使することのできない人がおり、それに対してできる限り選挙権行使を認めるべく対処する必要があることを認識していた。法案提出者の一人である北側一雄議員による趣旨説明は以下のとおりである（甲9・1頁）。

現在、選挙人名簿に登録されるためには、選挙人名簿の登録基準日において、現住所地に三カ月以上居住していることが必要とされております。登録基準日との関係で、ある市町村に三カ月以上居住していても、登録基準日の直前に転居した者が、新住所地において選挙人名簿に登録されないうちに国政選挙があるようなケースがあります。そのようなケースでは、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、選挙人名簿に登録されていないため、実際に投票をすることができないこととなっております。

本案は、このように、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が投票することができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改める等の改正を行おうとするものであります。

上記改正法の審議においては、3か月要件が過剰な規制であること、その趣旨は国政選挙の選挙権行使と地方選挙の選挙権を揃えることにあること、改正法によっても救済されない人がいること、当時の公職選挙法では同一都道府県内の別市町村への一回の転居であれば、都道府県の選挙権を失わないこととされていた（平成28年法律第94号による改正前の公職選挙法9条3項）ことから、これを参考にした制度を構築できることが具体的に指摘されていた。

塩川鉄也議員は次のとおりの指摘をした（甲9・2頁）

今国会の改正では投票できないということで、本法案により、旧住所に三カ月以上居住していれば旧住所で投票ができますが、転居を繰り返すと、選挙権を有しているにもかかわらず、新住所で三カ月以上の居住要件が満たされるまで投票できない事態が残ります。

選挙管理委員会は、住民登録制度に基づき住民基本台帳に記録されている者で資格を有するものを、職権で選挙人名簿に登録します。選挙人名簿を住民登録に連動させて、選挙権を有する者に違いがある国政選挙と地方選挙を同一の名簿にしているために、このようなことが起こるわけであります。

（中略）

地方の方が三カ月要件を設けています、それとの関係で、同一の名簿のために結果として国政の場合についても三カ月というのはかかるんだということになるわけです。

そもそも、公職選挙法では、今お話もありましたように、地方の場合については三カ月という要件を課しておりますけれども、国政選挙の選挙権は選挙年齢以上の日本国民が有するとしており、三カ月以上の居住要件は規定をしておりません。

三カ月以上の居住要件を満たさないからといって国政選挙における投票権が奪われてはならないと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

(中略)

地方選挙の選挙権は住所要件が定められていますけれども、そういう場合でありましても、知事選、都道府県議選については、同一都道府県内への住所移転の場合にそのまま投票できるような特例措置も設けております。そういう点での工夫が図られているわけで、国政選挙においても大いに知恵を出すときではないのかということを上申しておくものがあります。

他の議員からも同様の指摘がされた（甲10・3頁〔牧山ひろえ議員発言〕）。

選挙権を有しながら投票できない問題は、今回の改正で全て解消されたわけではありません。例えば、今回の法改正でも、短期間に転居を繰り返す人については選挙人名簿に登録されず、結果として、転居前の自治体でも国政選挙の投票権が得られないんですよね。

この問題は訴訟にもなっております。その中で言われているのは、一応の合理性があると判断しつつも、この三カ月の制度ですけれども、必要で事実上不可欠なものと言えるかに疑問がないわけではない、疑問がなくはないと指摘されています。実際、昔は定住が当然でしたけれども、今は非正規雇用も増えて住所が不安定化している傾向がございます。また、経済活動の多様化によって短期間に転居を繰り返す方も少なくないんですね。

そもそも、選挙人名簿の住所三か月要件は、特定の候補者を当選させるための意図的な転居を排除するために設けられた経緯がございます。特に、地方議員ですとか首長の選挙権については、それぞれの選挙の時期がずれているという理由で、この三か月要件の必要性は理解できるんですけども、国政選挙、例えば、特に参議院の全国比例区選挙に当たってはこの規制は必要不可欠とは言えないのではないかという意見もございます。これについてはいかがでしょうか。

これに対して、政府委員である大泉淳一総務省自治行政局選挙部長は、「選挙事務の適正かつ効率的な執行」や「選挙人名簿の正確性の確保」という抽象的な項目を挙げたほか、「過去の裁判例におきましても、この仕組みについては一応の合理性があると判示されているものがあると承知しております。」と述べるだけで、実質的な答弁をすることはできなかった。この時国会においては、上記法改正によっても救済されない人がいること、その人に対する選挙権の制限には何ら合理的な説明ができないことが認識されていた。

なお、上記の政府答弁のうち、「一応の合理性」を認めた裁判例があるという点は、京都地判の判決（京都地判2002・2・5判タ1115号171頁）を踏まえたものであると考えられる。しかし、同判決をもって当時の公職選挙法の憲法適合性の根拠とするのは明らかな誤りである。

まず、上記の裁判例は、2005年の在外選挙最大判以前のものであり、選挙権制限についての国家賠償法の違法について極めて限定的な判示をした在宅投票制度判決（最一小判1985・11・21民集39巻7号1512頁）を先例として引用する。しかし、この答弁のされた2016年においては、在外選挙最大判によって在宅投票制度判決の規範は実質的に変更されていた。当時、在外選挙最大判以前の上記判決はすでに先例としての意味を失っていたのである。しかも、上記判決は、在宅投票制度判決による制約を受けながらも、「公職選挙法21条1項、28条2号を含む前記の仕組みが前記(1)の観点からしても、必要で事実上不可欠なものといえるかに疑問がなくはない。」という踏み込んだ判示をしていた。さらに、同判決は、2000年に執行された衆議院議員総選挙を対象とするものであるから、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働前の状況を前提に判断されている（同システムは、2002年8月5日に一次稼働し、2003年8月25日から全面稼働している）。同システムは、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理を能率的かつ正確に行うために導入されたものであり、その導入前の判決はもはや先例としての価値を失っていたのである。

国会議員による疑問の指摘はさらに続く（甲10・4頁〔井上哲士発言〕）。

そこで、なぜこのような、選挙権がありながら投票をできないという事態が生まれているのかと。衆議院の質疑で我が党の議員が指摘していましたように、公職選挙法では、地方の場合は三か月の居住要件がありますが、一方、国政選挙ではこの要件は規定をされていない。にもかかわらず、選挙人名簿を住民登録に連動させて国政選挙と地方選挙を同一の名簿にしているために、国政選挙でも三か月の居住要件が満たされるまで選挙権がありながら投票ができないと、こういう事態が起きております。

その上で、衆議院で我が党は、国政選挙においては、住民票がある市町村に長期不在であっても、国内、海外を問わず投票機会を保障することが必要ではないかという提起をいたしまして、そのための全党の協議も呼びかけました。提案者からは、不断の努力でより良い制度環境を整えてまいりたい、様々な工夫を重ねてまいりたいという答弁があったわけですが、この立場を改めて確認をしたいと思えます。

（中略）

こういうことを考えますと、先ほども指摘がありましたけど、国政選挙でも、特に衆議院比例選挙でのブロック内での転居であるとか参議院比例区での転居について、支持者を転居させるという不正防止の点からも特段問題はないわけですから、様々な工夫が私は考えられるんじゃないかと、改めて検討を呼びかけたいと思えます。

以上によれば、当時の国会は、法改正の必要があること、法改正が容易にできることをいずれも認識していた。

#### 4 公職選挙法改正（平成28年法律第94号による改正）（2016年11月）

同年中にさらに公職選挙法が改正され、同一都道府県内での市町村単位の転居を二回以上した場合にも都道府県の選挙の選挙権を失わないこととされた（同法9条3項、上記第1の2(2)ア参照）。同改正法は、総務省の研究会報告（投票環境の向上方策等に関する研究会『投票環境の向上方策等に関する研究会報告』甲11）

を踏まえて、内閣提出法案として審議され、同年11月28日に成立し、同年12月2日に公布された（甲8参照）。

同法案が上記の研究会報告を踏まえて内閣から提案されたものであることは、実際に選挙事務の執行を担う行政自身も、同一都道府県内での複数回の転居を能率的かつ正確に把握することができることを明言したに等しい。国会は、遅くとも上記改正法の成立時点において、同一都道府県内での市町村をまたぐ転居を二回以上することによって選挙権及びその行使が制限される人がいること、そのような人にも選挙権及びその行使を認める必要性が高いこと及び住民基本台帳ネットワークの普及をはじめとする情報通信技術の発展によって、上記の転居を通算する制度を構築し公平な選挙を実施することに支障がないことを認識していた。これはすなわち、参議院議員選挙において、都道府県内の転居を通算せずに選挙権を制限することにはもはや「やむを得ない事由」がないことが国会にとって明らかだったことを意味している。

## 第5 損害

国会が必要な立法措置を怠ったために、原告は、2025年7月20日執行の参議院議員通常選挙の投票をすることができず、精神的苦痛を被った。その損害額は金10,000円を下らない。

## 結 語

よって、原告は被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、金1万円及びこれに対する2025年7月20日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

## 附属書類

- |   |       |         |
|---|-------|---------|
| 1 | 訴状副本  | 1通      |
| 2 | 証拠説明書 | 正本副本各1通 |
| 3 | 甲号証   | 正本副本各1通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通      |

以上

## 用語の定義と初出頁数

用語	定義	初出頁数
定時登録	公選法22条1項に基づく選挙人名簿の登録。選挙管理委員会は、毎年3月、6月、9月及び12月の原則1日に、同日時点で選挙人名簿の被登録要件を満たす人を選挙名簿に登録する。	5頁
選挙時登録	公選法22条3項に基づく選挙人名簿の登録。選挙事務を管理する選挙管理委員会が基準日を定め、同日に各市町村選挙管理委員会が選挙人名簿の登録をする。	5頁
3か月要件	公選法21条1項が定める選挙人名簿被登録要件。選挙人名簿登録日において、特定の市町村における住民票の作成（転入の届出）から当該市町村に3か月以上住民登録されていることが必要とされる。	5頁
表示登録	公選法27条1項後段及び同条2項の「表示」の付された選挙人名簿登録。同法21条1項による選挙人名簿登録後に転出した場合と、同法21条2項による選挙人名簿登録がされた場合がある。	6頁
二重登録者	二つの異なる市町村の選挙人名簿に登録されている人。	6頁
二重登録照会	二重登録者を把握し実際の選挙権行使に用いるべき選挙人名簿を特定するための市町村間の情報共有。	6頁
住所要件	公選法9条2項が定める地方選挙の選挙権の要件。特定の市町村に3か月以上住所を有していることが必要とされる。	7頁
在外選挙 最大判	最大判2005・9・14民集59巻7号2087頁	12頁

(別紙2)

## 事実経過表

日付	事実等		訴状の項目
	原告に関する事実	選挙人名簿に関する事項	
2021年1月12日から	港区内に居住		第1の1(2)
2022年3月16日	港区に転入届	3か月要件の起算日	
2022年9月1日		港区選挙人名簿登録 (定時登録日)	
2025年1月11日	港区を転出	転出から4か月経過による 抹消の起算日	
	豊島区に転入		
2025年1月17日	豊島区に転入届	3か月要件の起算日	
2025年4月12日	豊島区を転出		
	京都市に転入		
2025年4月22日	京都市に転入届	3か月要件の起算日	
2025年7月2日		選挙時登録日	第1の3(4)(5)
2025年7月20日	第27回参议院議員通常選挙執行日		第1の3(6)